

新規交付申請手続きに関する Q & A

(令和 8 年度 1 級電気通信工事施工管理技術検定試験 (第一次検定) 合格証明書)

■ よくある質問

Q) 必要書類は何ですか。

A) 交付申請には、技術検定合格証明書交付申請書、2,200 円分の収入印紙が必要です。
また、交付申請書に印字されている氏名又は生年月日に変更がある場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本の原本を添付してください。

Q) 合格証明書の送付先を変更したい・引越し予定がある場合はどうすればよいですか。

A) 交付申請書の「現住所 (合格証明書送付先)」欄を二重線で訂正し、正しい住所を赤字 (朱書き) で記入してください。現住所 (送付先) の変更のみであれば証明書類の提出は不要です。

引越し予定がある場合は、原則として申請時点の住所を記入してください。ただし、発送予定時期までに転居が完了し、確実に受け取ることができる場合は転居後の住所で申請できます。

Q) 戸籍抄本 (又は戸籍謄本) は必要ですか。

A) 交付申請書に印字されている氏名又は生年月日に変更がある場合のみ必要です。原本を提出してください。コピーは認められません。氏名又は生年月日に変更がない場合は提出不要です。

Q) 普通郵便やポスト投函で送付してもよいですか。

A) 郵送中の紛失や未着等のトラブルが発生した場合に追跡確認ができるよう、簡易書留による送付をお願いしております。

また、郵送後は受領証 (書留依頼書の控え) を合格証明書がお手元に届くまで保管してください。

Q) 送料や返信用封筒は必要ですか。

A) 必要ありません。交付手数料として貼付いただく 2,200 円分の収入印紙には、送料及び封筒代が含まれています。別途送料や返信用封筒を同封する必要はありません。

Q) 交付手数料の納付は収入印紙以外でもできますか。

A) できません。交付手数料は収入印紙により納付してください。収入証紙、切手、現金等による納付はできません。

Q) 申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

A) 申請期限後も合格証明書の交付申請は可能です。

本案内による新規交付申請の手続きはできません。申請手続きについては、申請者本人の現住所を管轄する地方整備局等へお問い合わせください。

なお、令和 8 年度合格者が申請期限後に交付申請を行う場合は、申請期間内に申請された場合よりも、合格証明書の交付までに時間を要する場合があります。

Q) 合格証明書はいつごろ届きますか。

A) 申請期間内に申請し、提出書類及び記載内容に不備がない場合は、令和 8 年 1 1 月 27 日以降に順次発送する予定です。なお、お住まいの地域によって到着日は異なります。

Q) 合格証明書の交付申請をしたのに届きません。

A) 申請書類に不備がある場合は、内容確認のため、国土交通省又は交付申請受付事務局（日本情報産業株式会社）から電話等により連絡する場合があります。申請期限内に申請したにもかかわらず、案内に記載した確認日以降になっても届かない場合は、申請者本人の現住所を管轄する地方整備局等へお問い合わせください。

お問い合わせの際は、確認を円滑に行うため、可能な範囲で次の事項をご準備ください。

・受検番号

・簡易書留の追跡番号（お問い合わせ番号）

なお、本人確認のため、氏名、生年月日（和暦）及び日中連絡が可能な電話番号をお伺いする場合があります。

※追跡番号（お問い合わせ番号）は、簡易書留による送付時に郵便局から交付される受領証（書留依頼書の控え）に記載されています。郵送中の紛失や未着等のトラブルが発生した場合の確認に必要となるため、お問い合わせの際に確認する場合があります。受領証は合格証明書を受領するまで大切に保管してください。

■ 合格通知書受領から交付申請書発送まで

● 交付申請書について

Q) 合格通知書に交付申請書が付いていません。

A) 合格通知書はがきは圧着式となっており、3 枚に開くことができます。開くと交付申請書を確認できます。

Q) 合格証明書交付申請書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A) 合格証明書交付申請書を発行した試験機関で再発行できますので、下記までお問い合わせください。

一般財団法人 全国建設研修センター 電気通信工事試験課

電話：042-300-0205

Q) 合格通知書・合格証明書交付申請書が届きません。どうすればよいですか？

A) 合格通知書・合格証明書交付申請書を発行する試験機関へお問い合わせください。

一般財団法人 全国建設研修センター 電気通信工事試験課

電話：042-300-0205

Q) 交付申請書の書き損じをしてしまった場合、どうすればよいですか？

A) 誤った記載箇所を二重線で訂正し、その近くの余白に正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。

Q) 氏名や生年月日を変更する場合はどうすればよいですか？

A) 交付申請書に印字されている氏名又は生年月日に変更がある場合は、変更箇所を赤字（朱書き）で訂正してください。また、変更内容を確認するため、戸籍抄本又は戸籍謄本の原本の提出が必要です。コピーは認められません。氏名又は生年月日に変更がない場合は提出不要です。

Q) 必要書類は何ですか？

A) 交付申請には、以下の書類が必要です。

- ・技術検定合格証明書交付申請書
- ・2,200 円分の収入印紙

また、氏名又は生年月日に変更がある場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本の原本を提出してください。

● 住所・連絡先について

Q) 合格証明書の送付先を変更したい・引越し予定がある場合はどうすればよいですか。

A) 交付申請書の「現住所（合格証明書送付先）」欄を二重線で訂正し、正しい住所を赤字（朱書き）で記入してください。送付先住所の変更のみであれば証明書類の提出は不要です。なお、引越し予定がある場合は、原則として申請時点の住所を記入してください。ただし、合格証明書発送時まで転居が完了し、確実に郵便物を受け取ることができる場合は、転居後の住所で申請できます。

Q) 住所はどこまで記入する必要がありますか。

A) 郵便番号、都道府県名、市区町村名、番地のほか、アパート・マンション名、団地名、棟番号、同居先名等についても省略せず正確に記入してください。なお、住所の記載に誤りがあると、合格証明書をお届けできない場合があります。

Q) 電話番号はなぜ記入する必要があるのですか。

A) 申請書類や記載内容に不備があった場合に連絡するためです。日中に連絡が可能な電話番号を記入してください。

● 手数料について

Q) 交付手数料はいくらですか。

A) 交付手数料は 2,200 円です。収入印紙により納付してください。

Q) 交付手数料の納付は収入印紙以外でもできますか。

A) できません。収入証紙、切手、現金等による納付は認められていません。必ず収入印紙を貼付してください。なお、収入印紙には消印をしないでください。

Q) 収入印紙を貼り忘れた場合はどうなりますか。

A) 交付手数料が納付されていないため不備となります。内容確認のため、国土交通省又は交付申請受付事務局から連絡する場合があります。その際、合格証明書の発送が遅れる場合があります。

Q) 送料や返信用封筒は必要ですか。

A) 必要ありません。交付手数料として納付いただく 2,200 円には送料及び封筒代が含まれていますので、返信用封筒や追加の送料は不要です。

● 申請方法・郵送について

Q) 会社で複数の人が合格しています。申請書をまとめて一つの封筒で一緒に送付できますか。

A) できません。個人資格のため、申請者本人が記入・確認のうえ申請手続きを行ってください。また、会社等が複数人分の申請書類を取りまとめて送付することはできません。

なお、まとめて申請された場合は、申請書類を返却する場合がありますので、申請者ごとに個別に申請してください。

Q) 申請書類を折って、定形郵便用封筒で申請してもいいですか。

A) 申請書類は折って送付して差し支えありません。封筒のサイズに指定はありませんので、定形郵便用封筒でも申請できます。なお、バーコード部分の汚損や折り曲げにご注意ください。申請書を折る場合は、バーコード部分を避けて折って封入してください。

Q) 普通郵便やポスト投函で送付してもよいですか。

A) 郵送中の紛失や未着等のトラブルが発生した場合に追跡できるよう、簡易書留により郵送してください。なお、差出時に受け取る書留依頼書の控え（受領証）は合格証明書を受領するまで保管してください。

Q) 受領証（書留依頼書の控え）はなぜ保管する必要があるのですか。

A) 追跡番号（お問い合わせ番号）は、簡易書留による送付時に郵便局から交付される受領証（書留依頼書の控え）に記載されています。郵送中の紛失や未着等のトラブルが発生した場合の確認に必要となるため、受領証は合格証明書を受領するまで大切に保管してください。

● 申請期限・書類不備について

Q) 申請期限を過ぎた場合はどうなりますか。

A) 申請期限後も合格証明書の交付申請は可能です。

本案内による新規交付申請の手続きはできません。申請手続きについては、申請者本人の現住所を管轄する地方整備局等へお問い合わせください。

なお、令和8年度合格者が申請期限後に交付申請を行う場合は、申請期間内に申請された場合よりも、合格証明書の交付までに時間を要する場合があります。

Q) 申請書類に不備があった場合はどうなりますか。

A) 申請内容を確認するため、国土交通省又は交付申請受付事務局（日本情報産業株式会社）から連絡する場合があります。その案内に従って手続きをお願いします。また、不備内容の確認や補正手続きが必要となるため、合格証明書の発送が予定より遅れる場合があります。

Q) 送付した書類に不備がないか事前に確認してもらえますか。

A) 申請期間中は多数の申請書類を受け付けているため、個別の事前確認は行っておりません。書類に不備があった場合は、国土交通省又は交付申請受付事務局（日本情報産業株式会社）から電話でご連絡する場合があります。その案内に従って手続きをお願いします。

■ 交付申請書発送以降

● 合格証明書の発送・受取について

Q) 合格証明書はいつごろ届きますか。

A) 申請期間内（**令和8年10月22日までの消印有効**）に申請書類を郵送し、提出書類及び記載内容に不備がない場合は、**11月27日以降**に順次発送する予定です。なお、お住まいの地域によって到着日は異なります。

Q) 合格証明書を郵便ではなく、宅配便、メール便で送ってほしい。

A) 合格証明書は郵便法上の信書に該当しますので、郵便以外の方法で送付することはできません。

Q) 昼間は不在のため、郵便物を受け取れません。

A) 郵便配達時に不在であった場合は、郵便局からの不在票（「郵便物等お預かりのお知らせ」）が投函されます。不在票に記載された案内に従い、保管期間内に郵便物をお受け取りください。

Q) 合格証明書が差出人に返送された場合はどうすればよいですか。

A) 郵便局の保管期間経過等により合格証明書が差出人に返送された場合は、申請者本人の現住所を管轄する地方整備局等へお問い合わせください。

Q) 合格証明書の発送日や到着日の指定はできますか。

A) 合格証明書については、全国からの申請を受け付けており、申請内容を確認のうえ、印刷・発送準備を順次行っております。このため、発送日の個別調整は行っており、特定の日に到着するような発送手配はできませんので、ご了承ください。なお、長期間ご不在となる場合は、郵便局の不在届制度の利用をご検討ください。

Q) 合格証明書の交付申請をしたのに合格証明書が届きません。

A) 申請書類に収入印紙貼付漏れや不足等の不備があった場合は、電話でご連絡をしますとの、その案内に従って手続きしてください。

申請期限の**10月22日**までに交付申請を行ったにもかかわらず、**12月4日**以降になっても合格証明書が届かない場合は、手続きのご案内の最終ページ「**5. お問い合わせ**」にあります各地方整備局等へお問い合わせください。

お問い合わせの際は、確認を円滑に行うため、可能な範囲で次の事項をご準備ください。

・受検番号

・簡易書留の追跡番号（お問い合わせ番号）

なお、本人確認のため、氏名、生年月日（和暦）及び日中連絡が可能な電話番号をお伺いする場合があります。

※追跡番号（お問い合わせ番号）は、簡易書留による送付時に郵便局から交付される受領証（書留依頼書の控え）に記載されています。郵送中の紛失や未着等のトラブルが発生した場合の確認に必要となるため、お問い合わせの際に確認する場合があります。受領証は合格証明書を受領するまで大切に保管してください。

なお、不在票の取扱い、保管期間、再配達、不在届等の郵便配達に関する事項については、配達を担当する郵便局又は日本郵便株式会社へお問い合わせください。

■ 合格証明書について

● 合格証明書について

Q) 合格証明書はどういったものになりますか。

A) 合格証明書は B 5 サイズの免状です。他のタイプはありません。なお、カードタイプの「監理技術者資格者証」の交付・手続きについては、下記へお問い合わせください。

一般財団法人建設業技術者センター 連絡先 TEL : **0 3 - 3 5 1 4 - 4 7 1 1**

<https://www.cezaidan.or.jp/managing/about/index.html>

Q) 合格者番号を知りたいのですが。

A) 交付申請手続き事務処理が完了するまでは合格者番号は付与されません。

合格者番号は、後日発送される合格証明書に記載されていますのでご確認ください。

Q) 受検番号と合格者番号は違うのですか。

A) 受検番号と合格者番号は異なります。受検番号は受検時に付与される番号です。

合格者番号は交付申請手続き完了後に付与され、合格証明書に記載されます。

Q) 合格証明書に期限はありますか。定期的に更新が必要ですか。

A) 合格証明書に有効期限はありません。また、定期的な更新手続きも不要です。

ただし、氏名を変更した場合は書換手続きを行ってください。

【参考】よくある郵便関係の質問

● 不在時の受取・返送について

Q) 受取人様をご不在の場合、配達郵便局では何日間保管されますか。

A) 保管期間は 7 日間です。保管期間内に受け取ることができない場合は、差出人に返送されます。詳細は以下の日本郵便（株）ホームページをご確認ください。

<https://www.post.japanpost.jp/question/620.html>

Q) 旅行や帰省等により長期間不在となる場合はどうすればよいですか。

A) あらかじめ郵便局へ不在届を提出することで、不在期間中に到着した郵便物等について、不在届の期間終了後に配達を受けることができます。なお、不在届による取扱期間は最長 30 日間です。詳細は以下の日本郵便（株）ホームページをご確認ください。

<https://www.post.japanpost.jp/question/115.html>